

川口市立医療センター医療連携登録医制度運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川口市立医療センター（以下「センター」という。）の施設及び医療設備を埼玉県南部保険医療圏等に属する地域の医療従事者（以下「地域医療従事者」という。）に対し、その診療、研究又は研修のために開放することにより、地域医療従事者の医療技術の向上及び相互研鑽と地域医療連携の更なる推進を図るとともに、地域住民の多種多様な医療需要に対応し、もって地域医療の発展に資することを目的とする。

(登録医等との医療連携)

第2条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、前項の目的を達成するため、センターにおいて次に掲げる事項を行う。

- (1) 次条の規定によりセンターに登録された医療機関（以下「登録医」という。）から紹介された患者を当該登録医と共同でセンターにおいて診療すること。
- (2) 前号の規定による紹介患者の診療のため、登録医にセンターの施設及び医療設備を利用させること。
- (3) 登録医の研究、研鑽等に資するため、登録医にセンターの図書室及び図書室の蔵書を利用させること。
- (4) 登録医その他の地域医療従事者に対し、センターで開催される研修会等に参加させ、又はセンター職員と共同で研修研究活動を実施すること。

(登録医)

第3条 登録医としてセンターとこの要綱に規定する医療連携を行おうとする医療機関は、管理者の承認を得て、あらかじめセンターに登録しなければならない。

2 登録医として登録できる医療機関は、埼玉県南部保険医療圏内及びこれに隣接する地域において開業している医療機関とする。

(登録の申請)

第4条 前条第1項の規定による登録を受けようとする医療機関は、様式第1号の申請書により管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、登録を承認する場合は、様式第2号の名簿にその医療機関の名称及び所在地並びにセ

ンターにおいて共同診療を行い、又はセンターの施設等を利用する医療従事者の氏名等を登録するものとする。

- 3 管理者は、前項の規定により登録を行った医療機関の医療従事者（前項の名簿に氏名等を登録した者に限る。）に対し、登録医証を発行する。

（登録医の責務）

第5条 登録医は、センターにおいて共同診療を行い、又はセンターの施設等を利用する際には、管理者が指定する場所において受付をしなければならない。

- 2 登録医は、センター内では登録医証を必ず着用し、法令のほか本市の条例及び病院事業管理規程並びにセンターの要綱・要領、基準、基本理念、基本方針その他院内規程を遵守しなければならない。

（共同診療）

第6条 管理者は、第2条第1号の規定による共同診療を行うに当たって、センター内に開放型病床5床を確保する。

- 2 開放型病床における共同診療は、センター退院後、登録医であるかかりつけ医への円滑な診療につなげることを目的として行わなければならない。
- 3 開放型病床の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（医療機器の共同利用）

第7条 管理者は、登録医が自己の診療する患者に検査を受けさせることを目的として当該患者をセンターに紹介したときは、当該登録医に、次に掲げるセンターの医療機器をセンター職員と共同で利用させることができる。

- (1) コンピューター断層撮影装置（CT）
- (2) 磁気共鳴画像装置（MRI）
- (3) 核医学検査装置（RI）
- (4) 放射線治療装置（リニアック）
- (5) 上部消化管内視鏡検査装置

- 2 前項の規定による医療機器の共同利用は、検査後に、登録医であるかかりつけ医への円滑な診療につなげることを目的として行わなければならない。
- 3 登録医は、自己の診療する患者にセンターで検査を受けさせようとする場合は、管理者が別に定める申込書を診療局総合相談室・がん相談支援センター（以下「

総合相談室」という。)に提出することにより、当該患者をセンターに紹介するものとする。

(図書室及び蔵書の利用)

第8条 管理者は、登録医にセンターの図書室及びその蔵書を利用させることができる。

2 登録医は、前項の規定によりセンターの図書室等を利用しようとするときは、事前に事務局庶務課(以下「庶務課」という。)に連絡の上、所定の手続に従わなければならない。

3 図書室の利用時間は、午前10時から午後4時までとする。

(研修会への参加等)

第9条 第2条第4号の規定により、研修会等に参加し、又はセンター職員と共同で実施する研修研究活動のためにセンターの施設を利用しようとする地域医療従事者は、その都度、管理者が指定する場所において医療機関名、氏名その他必要事項を記入するものとする。

(医療事故損害賠償責任)

第10条 この要綱に規定する医療連携に伴う事故により、第三者に損害を与えた場合は、センターにおいてその処理を行い、当該第三者に損害賠償を行う必要があるときは、市がこれを賠償する。

2 前項の規定により市が損害賠償を行った場合において、管理者は、当該事故に関し登録医又は地域医療従事者に重大な過失があったと認めるときは、支出した賠償金の一部又は全部を当該登録医等に求償することができる。

(事務担当部署)

第11条 この要綱に規定する医療連携に関する庶務は、総合相談室(第2条第3号に掲げる医療連携にあつては事務局庶務課)において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、センターの施設及び医療設備の地域医療従事者への開放に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。